

雇用の維持・確保に努めたい（２）

東日本大震災時に県内に居住していた方などで、採用選考時に失業状態であった方を雇い入れた場合の助成金制度です。

○ 事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）

■ 助成対象となる事業主

原則として、県内の沿岸部に所在する事業所において、平成23年3月11日以降に、復興に向けた産業政策に基づく支援事業を実施した中小企業の事業主（農事組合法人、NPO法人、個人事業主等を含みます。）が対象となります。（※対象となる「対象産業政策リスト」は、県雇用対策課のホームページに掲載しています。）

■ 助成対象となる労働者（被災三県求職者（※））

産業政策の支援決定を受けた後、原則として、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に雇い入れた被災三県求職者であって、最初の雇用契約開始時点から「期間の定めのない雇用」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用形態」で雇い入れた労働者が対象となります。

※被災三県求職者とは、震災時に岩手県、宮城県及び福島県に居住していた方などで、採用選考時に失業状態にあった方（新規学卒者を含みます。また、再雇用者についても対象となる場合があります。）をいいます。

■ 助成金額

対象となる労働者1人当たり3年間で最大120万円（1事業所につき2千万円が上限）を段階的に支給します。

なお、支援を受けた産業政策の種別や、対象労働者が短時間労働者や再雇用者である場合など、支給額が前記より低額となる場合があります。

○ 事業復興型雇用創出助成金（住宅支援費）

県内の沿岸部に所在する中小企業の事業所において、産業政策の支援決定を受けた後、求職者（被災三県求職者以外の方を含みます。）の雇入れに際して、住宅支援（住宅の借上げ・住宅手当）を導入または拡充し、かつ、雇入れ1年後以降に雇用の維持・確保を達成した場合、住宅支援に要した費用の4分の3（1事業所につき年額240万円、総額720万円が上限）を助成します。

※これらの助成金には上記以外にも一定の要件があります。詳しくは県雇用対策課のホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-top.html>）をご覧ください。

お問い合わせ先・相談窓口

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用創出支援班

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目4-18 太陽生命仙台北町ビル2階

電話：022-797-4661